

使用済み品は適正に処理しましょう

## 農業用廃プラスチックの回収

ビニールハウスやトンネルマルチなどに利用した農業用プラスチックを回収します。使用済み品の野焼き、投棄は違法です。この機会を利用して適正に処理しましょう。

匠瑛市農業用廃プラスチック対策協議会事務局（J A ちばみどり管農センター）

内 ☎ 72・1177 に連絡の上、搬入してください。

### ◆回収日程など

日時：11月13日（木）8時30分～12時

場所：J A ちばみどりサンフレッシュ

1) 料金：1kgにつき17円  
回収品目：農業用ビニール・ポリ、肥料空き袋（糸入り塩化ビニールなどは回収不可）

⑥マイカー線は使用しない。

関 産業振興課農政班

☎ 73・0089

### ◆搬入時の注意事項

①左図の梱包の規格を守る。

②受け入れ時に放射線検査を実施するため、洗浄をていねいに、土を充分除去する

（受け入れ基準は0・23マイクローシーベルト/時以下）。

③ビニールとポリは必ず分ける。

④ビニールは厚さ0・1mmと0・05mmを分ける。

⑤石、金属、木片などを混入しない。

⑥マイカー線は使用しない。

関 産業振興課農政班

☎ 73・0089

## 梱包の規格など

梱包は次の方法を厳守してください。

### 《重量》

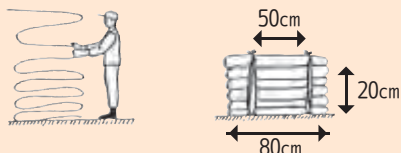
15kg程度まで（あまり重くない）

### 《結束》

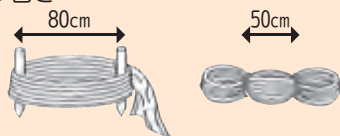
集荷資材と同種類のもの（集荷資材を切って使用）で、ほどけないように結ぶ

### 《梱包方法》

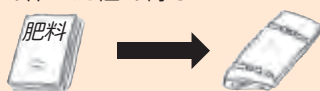
ビニール…つづら折り



ポリ…つづら折りか、杭を利用したグルグル巻き



肥料空き袋…①10～20枚程度重ねて縦に半分に折る②上下2か所を、空き袋を切って作った紐で縛る



### 《ご注意ください》

- ・梱包の規格を守らないもの、劣化の著しいものは、処理工場で受け入れてもらえないため、引き取りできない場合があります。
- ・水分、土砂などはなるべく付着させないようにお願いします。

関 産業振興課農政班  
☎ 73・0089

## ありがとうございました 赤十字活動資金

総額570万円



今年の5、6月の「赤十字運動月間」を中心に、皆さんからご協力いただいた赤十字活動資金は、日本赤十字社千葉県支部に送金させていただきました。この活動資金は、赤十字社が行う災害救護活動や医療・血液事業などで有効活用されます。

### ▶平成26年度募集実績◀

○一般社資	4,952,072円
個人や地区などからの寄付金	
○法人社資	751,000円
事業所など法人からの寄付金	
○合計	5,703,072円
(平成26年4月～9月匠瑛市地区分)	

関 福祉課福祉班 ☎ 73-0096

## 農地に施設を建てる際は確認を

農振計画変更願の受け付け

農振農用地内に建物などを作りたい、または、新たに農振農用地としての指定を受けたい場合には、農業振興地域整備計画（農振計画）を変更する必要があります。これらの場合は、事前に農振計画変更願を提出してください。

※土地改良事業などの区域内の土地では、事業の実施中および事業完了後8年経過しないと農振計画の変更はできません。

### ◆受付期間/場所

11月4日（火）～28日（金）8時30分～17時 ※土日祝日除く/市役所3階産業振興課

### 《農振農用地とは》

匠瑛市内では、都市計画法による用途地域以外は、農業振興地域に指定されています。その中の田畑などで農用地に指定されている土地を「農振農用地」といい、農業の推進を図る土地として税法上の優遇と利用の制限がされています。

関 産業振興課農政班

☎ 73・0089

## 狩猟解禁

11月15日（土）～2月15日（日）

毎年11月15日から翌年2月15日までの3か月間は、狩猟期間として、縄・わな・銃による狩猟が解禁されます。危険防止のため、山野・海岸などの狩猟が認められた区域（鳥獣保護区などの規制区域、人家のある場所、公道や公園などを除いた場所）周辺では、次の点に注意してください。

### ◆ご注意ください

狩猟区域の事前確認：山歩きや遠足などに行くときは、目的地・行程に狩猟区域が含まれていないか事前に確認してください。

存在を知らせる：山道を歩いたり、山林・田畑で作業したりする場合は、目立つ服装をし、ラジオを流すなどして自分の存在を周囲に知らせてください。

一人で行動しない：山道を歩く場合は単独行動を避け、歩道から外れたり、やぶに入ったりしないでください。

関 自然保護課

☎ 043・223・2972

11月11日(火)  
～17日(月)

# 税を考える週間

## この社会 あなたの税がいきっている

国や地方公共団体の活動は、皆さんに納めていただいた税により賄われています。国税庁・各税務署では、毎年11月11日～17日の「税を考える週間」に啓発活動を行っていますので、この機会に税について考えてみてはいかがでしょうか。

### ▼記念講演会

「税を考える週間」記念行事として、第29代航空幕僚長・田母神俊雄氏を迎えて講演会を開催します。



講演を行う田母神氏

日時：11月12日(水) 14時30分～16時30分  
場所：東総文化会館小ホール  
定員：300人  
※入場料は無料です。

### ▼税に関する作品展

銚子税務署管内の中高生の税に関する作文と標語を展示します。

日時：11月14日(金)～16日(日) 9時～20時

## 平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

県と県内全市町村では、平成28年度から、法令順守や納税者の利便性向上、滞納発生の抑制のため、特別徴収による納入を徹底します。給与支払者の皆さんは、従業員への周知や特別徴収への対応の準備をお願いします。

特別徴収とは…給与支払者が従業員(パート、アルバイトを含む)に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

特別徴収の例外…従業員が下記に該当する場合や従業員数が2人以下の事業所などは、特別徴収によらないことが認められる場合があります。この場合、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて市町村に提出する必要があります。

○毎月の給与が少なく特別徴収しきれない者  
○給与が毎月支払われていない者  
○他から支給されている給与から特別徴収されている者  
○専従者給与を支給されている者 など

### 《問い合わせ先》

【具体的手続きについて】税務課市民税班 ☎73-0087  
【特別徴収制度について】千葉県税務課 ☎043-223-3098  
千葉県市町村課 ☎043-223-2133

### ▼税の無料相談

税理士会銚子支部所属の税

場所：八日市場公民館エントランスホール

### 《問い合わせ先》

銚子税務署総務課  
☎0479・22・1571

理士が、税の専門家として税に関する相談をお受けします。  
日時：11月15日(土) 13時～16時  
場所：八日市場公民館エントランスホール

## 来年1月に実施予定 不動産公売

市では、滞納処分(差し押さえ)した不動産の公売を、来年1月に予定しています。公売は一般の人も参加できる入札です。公売財産の詳細を記載した「公売のしおり」は、11月上旬から市役所と野栄総合支所で開催できます(市ホームページ「公売情報」ページにも情報を掲載予定です)。

公売財産：田・畑などの農地  
※農地のため、11月中旬に、農業委員会が発行する「買受適格証明書」の事前手続きが必要です。  
問 税務課納税推進室  
☎73・0087

## お忘れなく！ 第2期分納期限は 12月1日(月)です

納付書を11月中旬に送付します。お早めに最寄りの金融機関で納めてください。納付には口座振替が便利です。

☎旭県税事務所 ☎62-0772

### 年末調整等説明会を開催

## 源泉徴収義務者は出席を

平成26年分給与所得の年末調整の仕方や法定調書への記載方法などに関する説明会を左記の通り開催します。年末調整は確定申告に代わる重要な手続きですので、源泉徴収義務者は出席してください。

日時：11月11日(火) 13時30分～16時(年末調整諸用紙配布は13時～13時30分)  
場所：市民ふれあいセンター  
※事前送付する年末調整関係書類に同封の「出席票兼関係

用紙請求書」を、説明会受け付けて提出してください。  
《匝瑳市での説明会に出席できない場合》  
銚子市または旭市で開催する説明会への出席が可能です。  
銚子市会場：10日(月)／銚子市保健福祉センター  
旭市会場：13日(木)／海上公民館

※時間は全会場共通です。  
問 銚子税務署法人課税第1部  
門 ☎0479・22・1571